

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年5月8日認可した。

平成25年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）船江池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）高倉用水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）石野用水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）灰倉地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大河城用水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）西縁池地区
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）土井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）徳前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）樋ノ尻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）笠田宮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池取水施設改修事業）太郎坊池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池補修事業）島の池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）七尾新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道舗装事業）四ツ足地区
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）千代地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山下6号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山下7号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西ノ谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）福田原地区